

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(利益配当等における控除額及び加算額) 第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十三条ノ五第三項第四号(中間配当)における控除額)に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 最終の決算期後に取得した自己の株式(商法第二百十条第一項(自己の株式の買受け)及び第二百十一条ノ三第一項(取締役会の決議による自己の株式の買受け)の決議に基づき買受けしたものを除く。)があるときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額</p> <p>五 最終の決算期後に商法第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項の決議(当該決算期前に決議されたものに限る。)に基づき自己の株式を買受けしたときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額</p>	<p>(利益配当等における控除額) 第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十三条ノ五第三項第四号(中間配当)に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 最終の決算期後に商法第二百四条ノ三第一項(指定された者の先買権)(同法第二百四条ノ五第一項後段(株式の取得者による買受人指定請求)において準用する場合を含む。)、第二百十一条ノ三第一項(子会社の有する自己の株式の買受け)又は第二百二十四条ノ五第二項(所在不明株主の株式の買受け)(同法第二百二十四条ノ六(所在不明株主の株式に関する規定の端株への準用)において準用する場合を含む。)(の規定により自己の株式を買受けしたときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額</p> <p>(新設)</p>

六 最終の決算期後に当該株式会社が分割をする会社となる新設分

割又は吸収分割をした場合において、当該新設分割によつて設立する株式会社若しくは有限会社又は当該吸収分割によつて事業を承継する株式会社若しくは有限会社が当該分割をする会社の株主に對し、分割に際して発行する新株（吸収分割の場合にあつては、当該新株に代えて移転する自己の株式を含む。）又は出資（吸収分割の場合にあつては、当該出資に代えて移転する自己の持分を含む。）の全部又は一部の割当てをしたときは、当該株式会社が当該分割により承継させた資産につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額が次に掲げる額の合計額を超える場合におけるその差額

イ 当該分割により承継させた負債につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額

ロ 当該分割により当該株式会社が割当てを受けた株式又は出資があるときは、当該株式又は出資につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額及び支払を受けた金額の合計額

ハ 当該分割により承継させた資産につき第三号に規定する純資産額があるときは、当該純資産額

3 法第十五条第三項において読み替えて適用する商法第二百九十三条ノ五第三項第七号（中間配当における加算額）に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終の決算期後資本又は資本準備金若しくは利益準備金を使用し、又は減少して資本の欠損のてん補に充てた額

（新設）

（新設）

二 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第二項又は第四項前段（資本準備金）の規定により資本準備金としなかつた額からこれらの規定に規定する分割に際して増加させた利益準備金の額を控除した額

三 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第五項前段の規定により資本準備金としなかつた額から同項後段の規定により利益準備金とした額を控除した額

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十五（略）

十六 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）

十七（略）

2 6（略）

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十五（略）

十六 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

十七（略）

2 6（略）